

緑の募金事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人石川県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）緑の募金実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条の規定に基づき、緑の募金事業の交付金の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付基準)

第2条 交付金の額は、申請1件当りおおむね100万円の範囲内とする。

ただし、交付金の申請者が家庭募金実施市・町の場合にあつては、当該差し引き募金額（当該募金総額から当該市・町が必要とした諸経費を差し引いて送金した額）のおおむね4割を限度とする。

2 前項のただし書きの規定は、森づくりボランティア等の緑化推進団体が交付金の申請者の場合において準用できるものとする。

(申請書の提出)

第3条 申請者は、原則として、事業実施年度の前年度2月末日までに、実施要綱第6条に規定する申請書を委員会に提出するものとする。

(標柱の建設)

第4条 申請者は、植栽等の森林整備事業を実施した場合には、別図に示す普及標柱を設置するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別 図 (省略)